

特別支援学級における学級編制について

従前	見直し後
障がい種別ごとに、全学年の合計児童生徒数を8で除す。	<p>① 障がい種別ごとに同学年の児童生徒で編制することを原則とし、できる限り少ない個数の学年で編制する。</p> <p>② 複式学級編制を行うのは、2以上の学年の児童生徒数の合計が8人以下となる場合であって、全学年の児童生徒数を8人で除すとは考えない。したがって、8人を超えている学年は、複式学級編制の対象学年ではない。</p> <p>③ 必ずしも、引き続く学年の児童生徒によることを要しない。</p>

【例1】

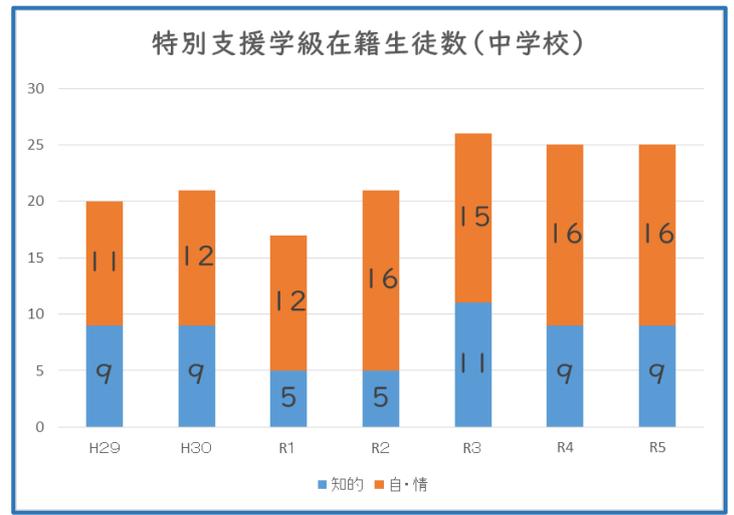
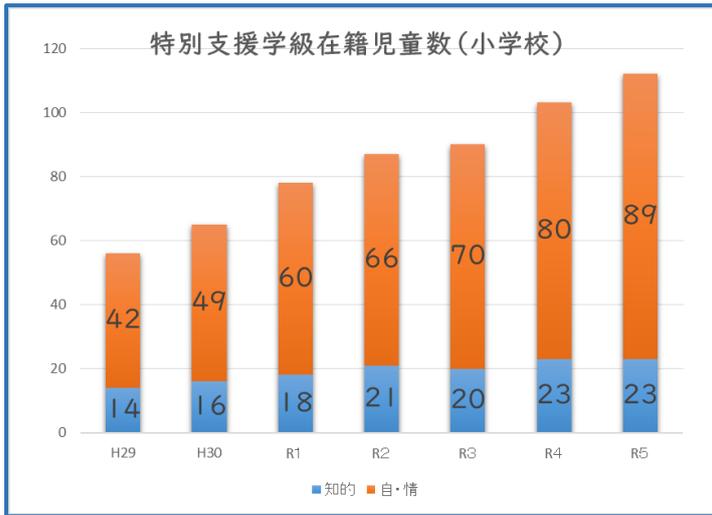
学年	1年	2年	3年	計	
児童生徒数	3人	9人	4人	16人	
従前の編制	①		②		2学級
見直し後の編制	①	②	③	①	3学級
	└──┬──┘		└──┬──┘		

【例2】

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
児童数	5人	5人	5人	5人	5人	5人	30人
従前の編制	①	① ②	②	② ③	③ ④	④	4学級
	└──┬──┘		└──┬──┘		└──┬──┘		
見直し後の編制	①	②	③	④	⑤	⑥	6学級

※ 実際の学級編制における児童生徒の組み合わせについては、児童生徒の障がいの多様さ、教育的ニーズに応じた指導の必要性により、柔軟に組み合わせができる。

特別支援学級在籍児童生徒数について



特別支援学級数について

